



2026年4月27日 No.7
全日本建設交運一般労働組合 中央本部

建交労

2026年春闘・月間推進ニュース

ヤマト運輸不当労働行為・都労委申立 団交拒否の誤りを認めて和解成立

神奈川ダンプ支部・軽貨物ユニオン分会がとりくんできた、「ヤマト運輸不当労働行為救済申し立て（都労委）」は、4月23日にヤマト運輸が「クロネコメイトとの団体交渉を拒否したことは誤り」と認めて和解が成立し、記者会見を開催。



この事件は、2023年6月にヤマト運輸のメール便・ネコポスの事業を「日本郵政」への事業委託化に伴い、全国で3万人の従事者（クロネコメイト、パート）の契約を切ることにつながっています。業界最大手のヤマト運輸が、一方的にわずかな謝金を支払い、大規模なリストラを進めることについて、建交労に加入した軽貨物ユニオン分会の組合員が「納得がいかない。就労継続の斡旋や謝金の増額」などの交渉を求めましたが、「メイトは業務委託従事者だから団体交渉に応じる義務はない」と2024年1月末に契約解除を強行しました。建交労は、23年11月にヤマトの法的責任を明らかにする「救済申し立て」を行ないました。各調査期日や本人審問でクロネコメイトの労働者性（労組法上）が明らかになる中でヤマト側は命令発出を恐れ、和解協議を申し入れてきました。オンライン署名や個人団体署名に協力をいただいた各組織のみなさんに御礼を申し上げます。（別紙声明）

「自家用ダンプの排除防止対策を求める」 日本共産党・畑野君枝衆院議員が国会質問

4月24日（金）、日本共産党・畑野君枝衆院議員が国土交通委員会で「自家用ダンプの排除防止対策を求め」質問をおこないました。4月1日から開始されている「違法な白トラ利用禁止」に伴う、自家用（白ナンバー）ダンプ排除が各地で広がっている下で全国ダンプ部会のとりにくみに呼応し、畑野議員が取り上げてくれました。畑野議員が「建設工事現場で自家用ダンプの排除が発生している状況をつかみ、対策を実施すべき」と問うと、金子大臣は実態把握については答えず



金子国土交通大臣（左）・畑野衆院議員（右）

「一部で営業車の使用に切り替えた業者はいるが、工事に支障はない。自家用ダンプの使用はただちに違法でなく、関係者へ丁寧に周知する」との回答に止まりました。

ヤマト運輸「クロネコメイト」一斉契約解除事件
東京都労働委員会での和解成立を受けて
労働組合への“フリーランス”等の結集を呼び掛ける声明

2026年4月23日

全日本建設交運一般労働組合（建交労）
全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部
全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部ダンプ支部
全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部ダンプ支部軽貨物分会
同弁護団

- 1 ヤマト運輸株式会社（以下「ヤマト運輸」）のダイレクトメール等の配達事業である「クロネコ DM 便」及び「ネコポス」配達の中核を担っていた「クロネコメイト」は、かつて全国に約3万人存在した。クロネコメイトは、会社と契約期間3か月の「配達業務委託契約」を締結して配達に従事しており、多くのクロネコメイトが多数回契約を更新してきた。
- 2 しかし、2023年6月19日、ヤマト運輸はクロネコメイトの担当業務を日本郵便株式会社へ移管すると発表し、順次全クロネコメイトに対して2024年1月末日での契約終了を通知。これを受けて、全国のクロネコメイトが全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部ダンプ支部軽貨物分会（略称：建交労軽貨物ユニオン）をはじめとする建交労の各支部に相談・加入した。労働組合はヤマト運輸に対し、クロネコメイトの契約解除撤回等を求めて団体交渉を申し入れたが、ヤマト運輸はクロネコメイトの労働者性を否認してこれに応じなかった。

他方でヤマト運輸は、ダイレクトメール等の仕分け業務を担っていた全国約3500人のパート社員の一部が建交労に加入して申し入れた団体交渉には応じ、契約解除を撤回・再配置により約1350名の雇用継続が実現した。

- 3 軽貨物ユニオンとその上部団体は、2023年10月31日、東京都労働委員会に対し、ヤマト運輸による団体交渉拒否が、労働組合法7条2項が禁ずる不当労働行為に当たるとして、不当労働行為の救済を申し立てた（令和5年（不）第64号事件）。そして、本日、同事件から移行したあっせん手続（令和7年都委争第37号）期日において、ヤマト運輸が団体交渉に応じるべきであったことを認めて遺憾の意を表する和解協定書が締結された（別紙）。
- 4 本和解は、クロネコメイトが労働組合法上の労働者であること、したがって団体交渉拒否が不当なものであったことをヤマト運輸自身が認めたものといえる。パート社員が団体交渉により雇用継続を勝ち取ったことからして、ヤマト運輸が最初から団体交渉に応じていれば、より多くのクロネコメイトが救済されたと考えられるのであり、ヤマト運輸には猛省を求める。

また、本和解は、運送・配送業の配達員を含む“個人事業主”“フリーランス”等と扱わ

れている働き手であっても、労働組合に加入して使用者に誠実交渉義務を負わせ、また団体行動を通じて、要求実現を目指すことができることも示しており、こうした働き手の権利擁護と地位向上に資するものと言える。この闘いは、全労連の全面的な協力のもと、本社や全国各地で宣伝行動を展開し、全国で8万筆を超えるネット署名、団体署名 980 筆、個人署名 2179 筆を頂いた支援団体や組合員ら労働者階級全体で団結して闘った結果である。

我々は、本和解を踏まえて、「労働者」と扱われていない働き手にも、広く、労働組合への結集を呼び掛ける。奇しくも春闘の季節である。労働条件向上を目指して、共に闘おう。

以上